

Weekly Report

第225号
平成25年7月29日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

省エネ設備を導入した場合の税制

◆グリーン投資減税の改正

グリーン投資減税は、高効率な省エネ・低炭素設備や再生可能エネルギー設備などの対象設備を取得し、1年以内に事業の用に供した場合に、取得価額の30%特別償却(太陽光発電設備など一定の設備は即時償却)または7%税額控除(中小企業者等のみ)が受けられる制度です。

同制度は25年度税制改正により、*即時償却の対象にコージェネレーション設備を追加、*30%特別償却または7%税額控除の対象に中小水力発電設備、高断熱窓設備、高効率空気調和機、高効率照明、定置用蓄電設備等を追加など対象設備を見直すとともに、適用期間が28年3月まで(即時償却については27年3月まで)延長されました。

なお、国または地方公共団体の補助金等を受けて取得した設備については、適用対象から除外されることになりました。

◆LED照明に取り替えた場合は

高効率照明設備(LED照明)は、高断熱窓設備などの同時設置が同制度の適用要件でしたが、改正によ

り単独で適用できるようになりました。ただし、対象となるのは一定性能がある一体形LED照明器具(またはLEDモジュール組込み)を、建物の階層ごとに照明器具の台数の90%以上を同時に設置する場合です。

なお、ランプだけをLEDに交換し、既存の照明器具にLEDに取り付ける場合は、修繕費として損金に算入されます。

国民年金の2年前納に伴い通達改正

厚労省は、平成26年4月末の口座振替分から、現行最大で1年となっている国民年金保険料の前納について、割引額の大きい「2年前納」を導入します。2年前納は口座振替に限られ保険料額は、26年2月の告示により確定する予定です。

これに伴い、国税庁は所得税基本通達の一部改正を行い、「2年前納した社会保険料等の全額をその支払った年の社会保険料等の金額として差し支えない」としました。

現行は、口座振替できる期間が最長1年で、割引額は年3780円ですが、推計によると、「2年前納」を利用すれば、毎月現金納付と比べて2年間で1万4千円程度割引になるといいます。

★★★8月のチェックポイント★★★

*夏季休業を実施する企業では、前後の事務や連絡に支障がないようにします。また、取引先に日程を連絡すると同時に取引先の日程も把握して、納品や集金などにミスがないようにします。

*夏季休業明け頃からは疲労がたまる時期なので、労働災害や交通事故などを防ぐため就業中の適度の休憩など、健康管理と安全対策の徹底を。

*年末に向けての販売計画と資金繰りを確認し、売掛金の管理と回収を徹底します。なお、得意先の与信枠の再確認をしておきます。